

共和町立幼児センター 重要事項説明書

◎共和町中央幼児センターについて（はまなす幼児センターについては p.6～）

1 施設運営主体

名称	共和町
所在地	共和町南幌似 3 8 番地の 2
電話番号	0 1 3 5 - 7 3 - 2 0 1 1
代表者氏名	共和町長 山 本 栄 二

2 利用施設

名 称	共和町中央保育所	共和町南幼稚園
所 在 地	共和町前田 1 1 番地の 1 5	
電 話 番 号	0 1 3 5 - 7 3 - 2 1 1 6	
管 理 者	所長 兼 園長 佐 藤 寛 之	
利 用 定 員	1 0 0 人	1 1 0 人
開 設 年 月 日	昭和 5 6 年 4 月 1 日	

3 運営方針

- (1) 入所する児童（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (3) 入所児童の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。

4 施設の概要

敷 地 面 積	1,534 m ²
構 造	鉄筋コンクリート平屋
施 設 の 内 容 () 内は数	乳児室 (1)、ほふく室 (1)、保育室 (7)、遊戯室 (2)、調理室 (1)、屋外遊戯場 (1)

5 職員の配置状況 () 内は人数

所長兼園長 (1)、主任保育士 (1)、保育士 (8)、嘱託医 (1)、
嘱託歯科医 (1)

6 共和町中央保育所

○保育の提供を行う日及び時間

提供を行う日	月曜日から土曜日
休日	日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、開園記念日、年末年始（12月31日～1月5日）
保育を行う時間	<p>(1) 保育標準時間 保育所が定める次の時間帯で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時00分 土曜日 午前7時30分から午後1時00分</p> <p>(2) 保育短時間 保育所が定める次の時間帯で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。ただし、保育所が定める保育時間以外の時間帯（土曜日を除く。）で、保護者の事情等により保育が必要な場合は、午後4時00分から午後6時00分までの範囲内で延長保育を行うことができます。 月曜日から金曜日 午前8時00分から午後4時00分 （延長保育を行う場合、最長で午後6時00分まで） 土曜日 午前8時00分から午後1時00分</p>

※延長保育の利用に当たっては、利用を希望する日ごとにあらかじめ申込が必要となります。また通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。

※初めて入所される入所児童の場合、上記の時間にかかわらず6日間程度のならし保育を実施します。

○提供する保育等の内容

(1) 保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って、入所児童の心身の状況に応じて、保育を提供します。

(2) 送迎

- ① 通園バスの利用は、満3歳から利用が可能です。ただし、2歳児であっても、安全に乗車できると判断した場合には利用を認めます。
- ② 1歳児は保護者の送り迎えが原則です。
- ③ 通園バスを利用するためには事前の申込が必要です。利用に当たり、事故防止に配慮し、家庭と保育所・関係機関との協力や連携の下に通園バスの送迎を実施します。通園バスの運行についての詳細は入園のしおりに明

記致します。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ食事の提供を行います。

- ① 3. 4. 5歳児は副食を、中央幼児センター調理室より提供します。ごはんのみご家庭から持参して頂きます。
- ② 1. 2歳児は完全給食を、中央幼児センター調理室より提供します。
- ③ 食事の内容については、毎月の献立表でお知らせします。
- ④ 行事等によっては給食ではなく、お弁当持参で対応して頂くことがあります。

7 共和町南幼稚園

○保育の提供を行う日及び時間

提供を行う日	月曜日から金曜日
休日	土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、開園記念日 7月20日～8月31日（夏休み） 12月20日～1月25日（冬休み） 3月20日～4月10日（春休み）
保育を行う時間	(1) 教育標準時間 幼稚園が定める次の時間帯で、教育標準認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。ただし、幼稚園が定める保育時間以外の時間帯で、保護者の事情等により保育が必要な場合は、午後1時30分から午後6時00分までの範囲内で一時預かりを行うことができます。 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後1時30分 (一時預かりを行う場合、最長で午後6時00分まで)

※一時預かりの利用に当たっては、利用を希望する日ごとにあらかじめ申込が必要となります。また通常の利用料の他に、別途利用者負担が必要となります。

※初めて入所される入所児童の場合、上記の時間にかかわらず6日間程度のならし保育を実施します。

○提供する保育等の内容

(1) 保育の提供

学校教育法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って、入所児童の心身の状況に応じて、保育を提供します。

(2) 送迎

- ① 通園バスの利用が可能です。
- ② 通園バスを利用するためには事前の申込が必要です。利用に当たり、事故防止に配慮し、家庭と保育所・関係機関との協力や連携の下に通園バスの送迎を実施します。通園バスの運行についての詳細は入園のしおりに明記致します。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ食事の提供を行います。

- ① 3．4．5歳児は副食を、中央幼児センター調理室より提供します。ごはんのみご家庭から持参して頂きます。
- ② 食事の内容については、毎月の献立表でお知らせします。
- ③ 行事等によっては給食ではなく、お弁当持参で対応して頂くことがあります。

8 利用料金

- (1) 共和町が定める利用料をお支払い頂きます（別紙幼児センター利用料基準表のとおり）。入所児童の属する世帯の階層区分は、8月以前は前年度分、9月以降は現年度分の町民税額によります。
- (2) 保育短時間の認定を受けている入所児童が、延長保育を利用した場合は200円／日となります。
教育標準時間の認定を受けている入所児童が、一時預かりを利用した場合は400円／日となります。
- (3) 利用料の納入については、口座振替及び納入通知書の2通りの方法がありますが、特別な事情がある場合を除き、口座振替による納入をお願いしています。

9 入退所に関する事項

- (1) 幼児センターへの入所については、4月1日時点の年齢をもって決定します。
- (2) 保護者が就業等で保育所籍の要件を満たす場合は、保育所籍を優先とします。
- (3) 幼児センターは、以下のいずれかに該当する児童は、入所の制限をすることができます。
 - ① 感染症その他悪質な疾患を有する者。
 - ② その他保育上支障があると認める者。

- (4) 幼児センターは、以下の場合には、保育の提供を終了致します。
- ① 入所児童が小学校に就学したとき。
 - ② 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、町が入所を取り消したとき。
 - ③ 保護者から保育解除の届出があったとき。
 - ④ その他、入所継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時等における対応方法

- (1) 幼児センターは、保育の提供中に、入所児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入所児童の保護者に連絡をするとともに、嘱託医又は入所児童の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町の保育担当課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償手続等を速やかに行います。

11 非常災害対策

非常時の対応	別途定める、防災計画書により対応します
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用警報装置 有 ・消火器の設置 有 ・カーテン、敷物防災処理
避難・防災訓練	避難・防災訓練は毎月1回の予定で行います

12 要望・苦情に関する相談窓口

保育所では、要望・苦情等に関わる相談窓口を以下のとおり設置しています。

・相談窓口	中央幼児センター職員室
・受付時間	午前8時30分から午後5時15分
・電話番号	0135-73-2116
・FAX番号	0135-73-2233

◎はまなす幼児センターについて

1 施設運営主体

名称	共和町
所在地	共和町南幌似38番地の2
電話番号	0135-73-2011
代表者氏名	共和町長 山本 栄二

2 利用施設

名称	共和町へき地保育所	共和町北幼稚園
所在地	共和町梨野舞納330番地の1	
電話番号	0135-74-3900	
管理者	所長兼園長 畠山 英敏	
利用定員	50人	60人
開設年月日	昭和62年4月1日	

3 運営方針

- (1) 入所する児童（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (3) 入所児童の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。

4 施設の概要

敷地面積	805.57 m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋
施設の内容 ()内は数	乳児室(1)、ほふく室(1)、保母室(1)、保育室(5)、遊戯室(1)、屋外遊戯場(1)

5 職員の配置状況 ()内は人数

所長兼園長(1)、主任保育士(1)、保育士(5)、嘱託医(1)、
嘱託歯科医(1)

6 共和町へき地保育所

○保育の提供を行う日及び時間

提供を行う日	月曜日から土曜日
休日	日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、開園記念日、年末年始（12月31日～1月5日）
保育を行う時間	<p>(1) 保育標準時間 保育所が定める次の時間帯で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時00分 土曜日 午前7時30分から午後1時00分</p> <p>(2) 保育短時間 保育所が定める次の時間帯で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。ただし、保育所が定める保育時間以外の時間帯（土曜日を除く。）で、保護者の事情等により保育が必要な場合は、午後4時00分から午後6時00分までの範囲内で延長保育を行うことができます。 月曜日から金曜日 午前8時00分から午後4時00分 （延長保育を行う場合、最長で午後6時00分まで） 土曜日 午前8時00分から午後1時00分</p>

※延長保育の利用に当たっては、利用を希望する日ごとにあらかじめ申込が必要となります。また通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。

※初めて入所される入所児童の場合、上記の時間にかかわらず6日間程度のならし保育を実施します。

○提供する保育等の内容

(1) 保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って、入所児童の心身の状況に応じて、保育を提供します。

(2) 送迎

- ① 通園バスの利用は、満3歳から利用が可能です。ただし、2歳児であっても、安全に乗車できると判断した場合には利用を認めます。
- ② 1歳児は保護者の送り迎えが原則です。
- ③ 通園バスを利用するためには事前の申込が必要です。利用に当たり、事故防止に配慮し、家庭と保育所・関係機関との協力や連携の下に通園バスの送迎を実施します。通園バスの運行についての詳細は入園のしおりに明

記致します。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ食事の提供を行います。

- ① 3. 4. 5歳児は副食を、中央幼児センター調理室より提供します。ごはんのみご家庭から持参して頂きます。
- ② 1. 2歳児は完全給食を、中央幼児センター調理室より提供します。
- ③ 食事の内容については、毎月の献立表でお知らせします。
- ④ 行事等によっては給食ではなく、お弁当持参で対応して頂くことがあります。

7 共和町北幼稚園

○保育の提供を行う日及び時間

提供を行う日	月曜日から金曜日
休日	土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、開園記念日 7月20日～8月31日（夏休み） 12月20日～1月25日（冬休み） 3月20日～4月10日（春休み）
保育を行う時間	(1) 教育標準時間 幼稚園が定める次の時間帯で、教育標準認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。ただし、幼稚園が定める保育時間以外の時間帯で、保護者の事情等により保育が必要な場合は、午後1時30分から午後6時00分までの範囲内で一時預かりを行うことができます。 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後1時30分 (一時預かりを行う場合、最長で午後6時00分まで)

※一時預かりの利用に当たっては、利用を希望する日ごとにあらかじめ申込が必要となります。また通常の利用料の他に、別途利用者負担が必要になります。

※初めて入所される入所児童の場合、上記の時間にかかわらず6日間程度のならし保育を実施します。

○提供する保育等の内容

(1) 保育の提供

学校教育法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って、入所児童の心身の状況に応じて、保育を提供します。

(2) 送迎

- ① 通園バスの利用が可能です。
- ② 通園バスを利用するためには事前の申込が必要です。利用に当たり、事故防止に配慮し、家庭と保育所・関係機関との協力や連携の下に通園バスの送迎を実施します。通園バスの運行についての詳細は入園のしおりに明記致します。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ食事の提供を行います。

- ① 3．4．5歳児は副食を、中央幼児センター調理室より提供します。ごはんのみご家庭から持参して頂きます。
- ② 食事の内容については、毎月の献立表でお知らせします。
- ③ 行事等によっては給食ではなく、お弁当持参で対応して頂くことがあります。

8 利用料金

- (1) 共和町が定める利用料をお支払い頂きます（別紙幼児センター利用料基準表のとおり）。入所児童の属する世帯の階層区分は、8月以前は前年度分、9月以降は現年度分の町民税額によります。
- (2) 保育短時間の認定を受けている入所児童が、延長保育を利用した場合は200円／日となります。
教育標準時間の認定を受けている入所児童が、一時預かりを利用した場合は400円／日となります。
- (3) 利用料の納入については、口座振替及び納入通知書の2通りの方法がありますが、特別な事情がある場合を除き、口座振替による納入をお願いしています。

9 入退所に関する事項

- (1) 幼児センターへの入所については、4月1日時点の年齢をもって決定します。
- (2) 保護者が就業等で保育所籍の要件を満たす場合は、保育所籍を優先とします。
- (3) 幼児センターは、以下のいずれかに該当する児童は、入所の制限をすることができます。
 - ① 感染症その他悪質な疾患を有する者。
 - ② その他保育上支障があると認める者。

(4) 幼児センターは、以下の場合には、保育の提供を終了致します。

- ① 入所児童が小学校に就学したとき。
- ② 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、町が入所を取り消したとき。
- ③ 保護者から保育解除の届出があったとき。
- ④ その他、入所継続において重大な支障又は困難が生じたとき

1.0 緊急時等における対応方法

- (1) 幼児センターは、保育の提供中に、入所児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入所児童の保護者に連絡をするとともに、嘱託医又は入所児童の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町の保育担当課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償手続等を速やかに行います。

1.1 非常災害対策

非常時の対応	別途定める、防災計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用警報装置 有 ・消火器の設置 有 ・カーテン、敷物防災処理
避難・防災訓練	避難・防災訓練は毎月1回の予定で行います

1.2 要望・苦情に関する相談窓口

保育所では、要望・苦情等に関わる相談窓口を以下のとおり設置しています。

・相談窓口	はまなす幼児センター職員室
・受付時間	午前8時30分から午後5時15分
・電話番号	0135-74-3900
・FAX番号	0135-74-2044